

住宅第 217 号
令和2年(2020年)5月20日

各(総合)振興局建設管理部建設行政室建設指導課長 様
各振興局産業振興部建設指導課長 様

建設部住宅局住宅管理担当課長

北海道営住宅条例及び同施行規則の一部改正に係る施行日前の連帯保証人の取扱いについて

このことについて、民法の改正に伴い、令和2年(2020年)3月31日北海道条例第59号及び令和2年(2020年)3月31日北海道規則第63号をもって北海道営住宅条例(以下「条例」という。)及び同施行規則(以下「規則」という。)の一部を改正し、道営住宅の入居手続きにおける連帯保証契約の義務付けの廃止を行い、令和2年4月1日から施行したところです。

つきましては、施行日前の入居者(以下「従前入居者」という。)に係る連帯保証人の取扱いを次のとおりとしますので、事務処理を適切に行うようお願いします。

記

1 本取扱いの考え方

従前入居者に係る連帯保証人は、施行日以降においても引き続き、連帯保証契約が継続しており、従前入居者の債務の一切を連帯して保証しなければならない。

今回の改正は、身寄りのない単身高齢者等の増加により保証人の確保が困難になることが懸念されることなどを踏まえ、規則附則第2項の規定に該当する場合に辞任を認めるものとしたところであり、本取扱いにより、当該規定の具体的な要件について定めるものである。

2 連帯保証人の辞任等要件

規則附則第2項に規定する具体的な要件については、次の各号に定めるとおりとする。

この場合にあつては、総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)は、従前入居者に対して、規則第9条第1項に規定する請書を提出させること。

ただし、各号いずれの場合であっても、総合振興局長等が従前入居者又は連帯保証人の事情等を勘案して、辞任させることが特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 規則附則第2項に規定する「連帯保証人がいなくなったとき」とは、次のいずれかに該当するときにいうものとする。

①死亡したとき。

②条例第13条第1項の承認(名義人の変更)をしようとするとき。

(2) 規則附則第2項に規定する「連帯保証人がその適正を失ったとき」とは、次のいずれかに該当するときにいうものとする。

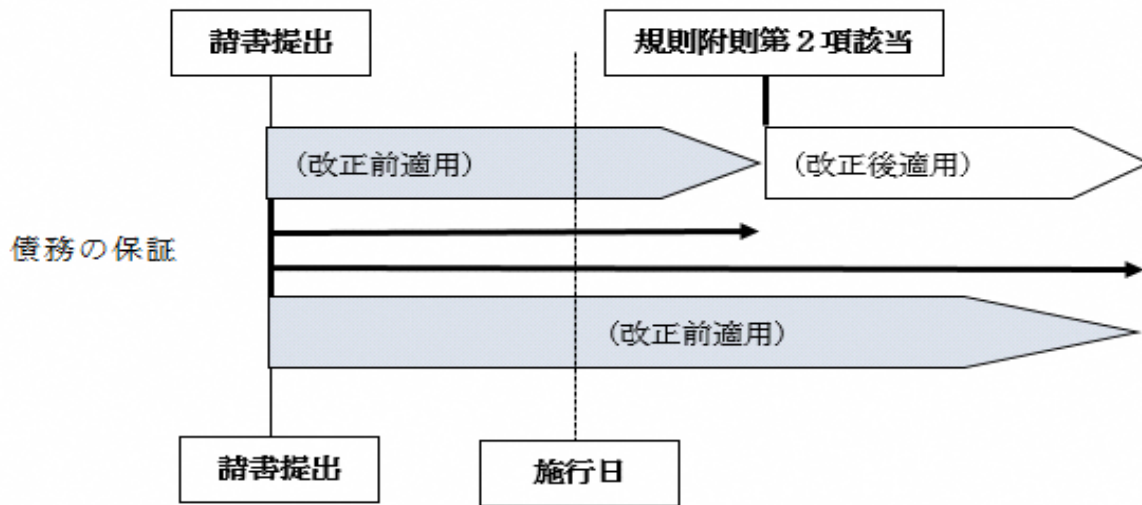
①後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

②破産手続開始の決定を受けたとき。

③災害・失業等の事由が発生したとき。

3 参考

条例及び規則の施行日以降においても従前入居者に係る連帯保証人との連帯保証契約は継続しているが、規則附則第2項に該当したことにより、再度、請書の提出を受けた場合は、改正前に締結した連帯保証契約は解除されることとなる。



(住宅管理係)